

平成15年第1回藤岡市議会定例会会議録(第2号)

平成15年3月3日(月曜日)

議事日程 第2号

平成15年3月3日(月曜日)午前10時開議

- 第1 議長辞職の件
- 第2 市長発言
- 第3 諸報告
- 第4 議案第1号 「藤岡市議会議員の各種委員会委員への就任制限に関する決議」に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第5 議案第2号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第6 議案第3号 藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の全部改正について
- 第7 議案第4号 藤岡市税条例の一部改正について
- 第8 議案第5号 藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第6号 藤岡市中心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第10 議案第7号 藤岡市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第8号 藤岡市デイサービスセンター栗須の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第9号 藤岡市ホームヘルプサービス事業負担金徴収条例の廃止について
- 第13 議案第10号 藤岡市栗須の郷の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第11号 藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第12号 藤岡市介護保険条例の一部改正について
- 第16 議案第13号 藤岡市企業誘致促進条例の全部改正について
- 第17 議案第14号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第15号 藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部改正について
- 第19 議案第16号 藤岡市都市計画審議会条例の一部改正について
- 第20 議案第17号 藤岡市都市公園運動施設管理条例の一部改正について
- 第21 議案第18号 藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第22 議案第19号 藤岡市学校給食センター設置条例の一部改正について
- 第23 議案第20号 藤岡市等介護認定審査会共同設置規約の変更について

- 第24 議案第21号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更について
- 第25 議案第22号 群馬県市町村会館管理組合規約の変更について
- 第26 議案第23号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第27 議案第24号 多野藤岡医療事務市町村組合規約の変更について
- 第28 議案第25号 市道路線の廃止について
- 議案第26号 市道路線の認定について
- 第29 議案第27号 神流小校区児童館計画廃止による損害賠償額の決定について
- 第30 議案第28号 工事請負契約締結の議決事項の変更について
- 第31 議案第29号 平成14年度藤岡市一般会計補正予算(第4号)
- 第32 議案第30号 平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 議案第31号 平成14年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 第33 議案第32号 平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)
- 議案第33号 平成14年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 第34 議案第34号 平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第3号)
- 第35 議案第35号 平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第36 議案第36号 平成14年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 第37 議案第37号 平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算(第2号)
- 第38 議案第38号 平成14年度藤岡市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第39 議案第39号 平成15年度藤岡市一般会計予算
- 議案第40号 平成15年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議案第41号 平成15年度藤岡市老人保健特別会計予算
- 議案第42号 平成15年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算
- 議案第43号 平成15年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第44号 平成15年度藤岡市学校給食センター特別会計予算
- 議案第45号 平成15年度藤岡市下水道事業特別会計予算
- 議案第46号 平成15年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第47号 平成15年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第48号 平成15年度藤岡市水道事業会計予算
- 第40 議員提出議案第1号 藤岡市議会委員会条例の全部改正について
- 第41 議員提出議案第2号 藤岡市議会会議規則の全部改正について
- 第42 議員提出議案第3号 藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

第 1 議長辞職の件

議員青柳正敏君の議員辞職勧告の動議

第 2 市長発言

第 3 諸報告

第 4 議案第 1号 「藤岡市議会議員の各種委員会委員への就任制限に関する決議」に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について

第 5 議案第 2号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例の一部改正
について

第 6 議案第 3号 藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の全部改正について

第 7 議案第 4号 藤岡市税条例の一部改正について

第 8 議案第 5号 藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

第 9 議案第 6号 藤岡市心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定
について

第 10 議案第 7号 藤岡市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第 11 議案第 8号 藤岡市デイサービスセンター栗須の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

第 12 議案第 9号 藤岡市ホームヘルプサービス事業負担金徴収条例の廃止について

第 13 議案第 10号 藤岡市栗須の郷の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

第 14 議案第 11号 藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正について

第 15 議案第 12号 藤岡市介護保険条例の一部改正について

第 16 議案第 13号 藤岡市企業誘致促進条例の全部改正について

第 17 議案第 14号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

第 18 議案第 15号 藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部改正について

第 19 議案第 16号 藤岡市都市計画審議会条例の一部改正について

第 20 議案第 17号 藤岡市都市公園運動施設管理条例の一部改正について

第 21 議案第 18号 藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第 22 議案第 19号 藤岡市学校給食センター設置条例の一部改正について

第 23 議案第 20号 藤岡市等介護認定審査会共同設置規約の変更について

第 24 議案第 21号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合理約の変更について

第 25 議案第 22号 群馬県市町村会館管理組合理約の変更について

第 26 議案第 23号 群馬県市町村総合事務組合理約の変更について

第 27 議案第 24号 多野藤岡医療事務市町村組合理約の変更について

- 第28 議案第25号 市道路線の廃止について
- 議案第26号 市道路線の認定について
- 第29 議案第27号 神流小校区児童館計画廃止による損害賠償額の決定について
- 第30 議案第28号 工事請負契約締結の議決事項の変更について
- 第31 議案第29号 平成14年度藤岡市一般会計補正予算(第4号)
- 第32 議案第30号 平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 議案第31号 平成14年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 第33 議案第32号 平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)
- 議案第33号 平成14年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 第34 議案第34号 平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第3号)
- 第35 議案第35号 平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第36 議案第36号 平成14年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 第37 議案第37号 平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算(第2号)
- 第38 議案第38号 平成14年度藤岡市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第39 議案第39号 平成15年度藤岡市一般会計予算
- 議案第40号 平成15年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議案第41号 平成15年度藤岡市老人保健特別会計予算
- 議案第42号 平成15年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算
- 議案第43号 平成15年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第44号 平成15年度藤岡市学校給食センター特別会計予算
- 議案第45号 平成15年度藤岡市下水道事業特別会計予算
- 議案第46号 平成15年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第47号 平成15年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第48号 平成15年度藤岡市水道事業会計予算
- 第40 議員提出議案第1号 藤岡市議会委員会条例の全部改正について
- 第41 議員提出議案第2号 藤岡市議会会議規則の全部改正について
- 第42 議員提出議案第3号 藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

出席議員（23人）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	17番	針谷賢一君
18番	山田一友君	19番	塩原吉三君
20番	中村菊雄君	21番	川野盛幸君
22番	大戸敏子君	23番	吉田達哉君
24番	久保信夫君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井利明君	助役	関口敏君
収入役	堀越清君	教育長	岡田要君
企画部長	中易昌司君	総務部長	高橋寛君
市民環境部長	塚越正夫君	健康福祉部長	宇留間修次君
経済部長	荻野廣男君	都市建設部長	須川良一君
上下水道部長	堀口寿君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員			

木村弘君

事務局長

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	参事兼議事課長	田島均
課長補佐兼			
	宮澤正浩		
議事係長			

午後2時開議

議長（塩原吉三君） 出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

第1 議長辞職の件

議長（塩原吉三君） 日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により退場し、副議長と交代いたします

暫時休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時3分再開

副議長（青柳正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長（青柳正敏君） 議長の都合により、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

まず、その辞職願を朗読いたさせます。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君）

平成15年2月27日

藤岡市議会副議長 青柳 正敏様

藤岡市議会議長 塩原 吉三

辞 職 願

今般、副議長の不信任が昨年12月定例会で可決されたことにより、その後幾度となく代表者会議等及び本人と話し合いを調整したが不調に終わり、3月定例会の混乱を招きましたことにより議長を辞職したいから許可されるようお願いします。

以上です。

副議長（青柳正敏君） お諮りいたします。塩原吉三君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

副議長（青柳正敏君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

塩原吉三君の議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(青柳正敏君) 起立なしであります。よって、塩原吉三君の議長の辞職を許可することは否決されました。

塩原吉三君の入場を求めます。

(19番 塩原吉三君入場)

副議長(青柳正敏君) 暫時休憩いたします。

午後2時4分休憩

午後2時21分再開

議長(塩原吉三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

動議の提出

(「議長」の声あり)

議長(塩原吉三君) 針谷賢一君。

17番(針谷賢一君) 議員青柳正敏君の議員辞職勧告案の動議を提出いたします。

(「賛成」の声あり)

議長(塩原吉三君) 暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時23分再開

議長(塩原吉三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(塩原吉三君) ただいま針谷賢一君から議員青柳正敏君の議員辞職勧告の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

地方自治法第117条の規定により、青柳正敏君の退席を願います。

(14番 青柳正敏君退場)

日程の追加について

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。議員青柳正敏君の議員辞職勧告の動議を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議員青柳正敏君の議員辞職勧告の動議を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員青柳正敏君の議員辞職勧告の動議

議長（塩原吉三君） 本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。針谷賢一君の登壇を願います。

（17番 針谷賢一君登壇）

- 17番（針谷賢一君） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、議員青柳正敏君の議員辞職勧告決議案の提案説明をいたします。

青柳正敏議員は、副議長として議長を補佐し、円満円滑なる議会運営に協力すべき立場にあるものだと私は認識しております。昨年の12月定例会の最終日において副議長不信任が可決されました。法的拘束力がないとは言え、議員として議会の決定事項を厳粛に受け止め、副議長として道義的・政治的な身の振り方があると思いますが、私は悪くないから副議長職をやめない、議会にも出席する、と自己中心的な言動で今日に至っております。

また、12月定例会後、議長の調整のもと何度となく代表者会議や各会派間で調整をし、妥協案を議長が示したにもかかわらず、自己中心的な考え方だけで話し合いにもならない状態で3月定例会を2月26日に迎え、26日には会期の決定しかできない異常事態となり、その後何度となく代表者会議で話し合いをしても進展が見られず、議会の空転が初日から5日間も続き、議会の権威の失墜と市民生活にとって重要な案件が審議できない状態であります。このような事態を招いたその責任は、市民に対して議員として許されることではないため議員を辞職するに値します。よって、青柳正敏議員の議員辞職を勧告します。議員全員のご賛同をお願いし、提案説明といたします。

議長（塩原吉三君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

三好徹明君。

- 1番（三好徹明君） 今の動議の説明でございますが、私は青柳正敏副議長の12月の不信任につきまして、そもそもその不信任の理由が極めて薄弱であり、なおかつ政治的な道具として取り上げられたものと、そのように認識しております。今回の3月定例議会における空転そのものは、原因が12月の副議長不信任によることに根ざしております。でありますから、この問題の本質は、政争の具とした副議長不信任の問題から発生しているわけでありまして、3月定例議会における混乱に何の意味もありません。つまり、政治的・道義的責任をとると言ったのは、その後に発生した政治的な状況を言っているのであって、問題の本質に少しも触れているとは思えません。単なるその後の状況を指摘し、やめるように言っているだけであって、何ら議員辞職に値するものではない、このように思いますので、議員辞職勧告案につきまして私は反対いたします。この理由につきまして、昨年12

月の定数削減についての問題点について、動議提出者に明確な説明を求めます。

議 長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

1 7 番（針谷賢一君） ただいま提案説明をいたしたとおりでございます。

議 長（塩原吉三君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 私が指摘しているとおり、昨年12月に副議長不信任案の原因になった定数削減のことにつきまして、副議長の調整等についての内容について、動議を提出された方はどのように理解しているのか、どこにその根拠があるのか、説明を求めます。提案理由だけではわかりません。動議の提出者にきちんとした答弁をお願いしたいと思います。

議 長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

1 7 番（針谷賢一君） 提案理由の説明のとおりでございます。

議 長（塩原吉三君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） この本会議場でそのような基本となる、この空転の根っこにある問題を説明できないような動議はとて認められません。議員全員が納得できるような説明を、議長の方から強く求めてください。

議 長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

1 7 番（針谷賢一君） ただいま提案説明をしたとおりでございます。

以上です。

議 長（塩原吉三君） 笠原史嗣君。

1 0 番（笠原史嗣君） 提案者に質問をさせていただきます。

先ほど議会在初日より空転した責任等を青柳議員に対して問われたわけですが、5日間空転をしたと、初日があつて26・27日と二日ありましたが、27日の日に、そこに、今、座っていらっしゃる議長が辞職願を青柳副議長に提出したわけでございます。先ほど議場において全員において否決された中で、その場にまた復帰しているわけですが、私自身が考えるのは27日後半から議長が辞職願を出して受理した時点、そこから議会を空転させた責任は議長本人にあったと思うのです。議長が自分の判断で自ら辞職願を出しておいて……。

（「休憩しなければ、なお空転したろう。」の声あり）

質問ですから、聞いておいてください。その出した時点から、議長が自分にある権限を執行しないで金曜日の議会を空転させたのではないですか。きょうもこの時間まで。この辺を提案者はどう思いますか。

議 長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

1 7 番（針谷賢一君） あくまでも先ほど提案説明をしたとおりです。

議 長（塩原吉三君） 笠原史嗣君。

1 0 番（笠原史嗣君） 明確なる答えをはっきりとこの議場で言ってください。今では答えになっておりません。

（三好議員より「議会は言論の府だよ。」と発言あり）

議 長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

1 7 番（針谷賢一君） その辺は説明のとおりです。

議 長（塩原吉三君） 笠原史嗣君。

1 0 番（笠原史嗣君） 私が説明したとおりということですか。議長の権限について、皆さんはわかっていますよね。自分が議会をこれ以上まとめられないから、副議長も交渉に応じないと、では私は一抜けたということで議長は辞職願を出したわけでしょう。先ほど議長の辞職願の提案理由説明があったわけですから。それに対して関連しているわけだから、提案者はどういう考え方をしているのかということをお前は聞いているわけです。皆さんからの意見があって出しているのでしょうか。提案者として自分個人の考え方はどうなのかをお前は今、聞いているのです。それを明確に答えていただきたい。答えられないのだったら答えられないでいいです。

議 長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

1 7 番（針谷賢一君） 先ほど提案説明を長々としましたけれども、提案説明のとおりです。

議 長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 提出者に質問をいたしますけれども、議員は主権者たる市民から1票1票投じていただいて、この職をさせてもらっているのです。いろいろな意味で議員としての身分が守られていて、副議長不信任あるいは議員辞職勧告の動議が出ても、やめるかやめないかは本人の意思に任されているわけですから、ある意味において青柳議員の、その辺の意思も尊重しなければいけないと思うのです。一方では、議員に対していろいろな権限があります。例えば、議会の招集権だとか、開議請求権だとか、議案提出権だとかあるわけですが、ある一方では議員としての義務もそこにあるわけです。義務は……。

議 長（塩原吉三君） 発言中、大変恐縮でございますが、佐藤議員はバッチをつけておりませんので、議場に入ることが許されないのです……。

8 番（佐藤 淳君） すぐに持ってきますから暫時休憩していただけますか。

議 長（塩原吉三君） 暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時48分再開

議 長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（塩原吉三君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 先ほどは大変失礼しました。

権限のところまで質問したと思いますけれども、一方で議員としての義務があるわけですね。一番最初の大きな義務は会議に出席する義務、これが最も大きな義務だと思うのです。提案者の方からの提案理由にもいろいろありましたけれども、市民生活にとって最も重要な案件の審議、これを延ばしたというのです。片方で議員としての会議に出席する義務があるわけです。このことを、ある種、法的根拠がないのにもかかわらず今日まで出席しなかった、この人たちの責任を提案者はどう考えているのでしょうか。

議長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

1 7 番（針谷賢一君） その件につきましては、特に出席要請はなかったと思っております。

議長（塩原吉三君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 出席要請がないから出席しなかったのだと、そうすると議長が開会宣言をしなかったから、入りたかったのだけれども、審議をしたかったのだけれども、審議ができなかったということなののでしょうか。

そうしますと、先ほど笠原議員が議長の辞職については否決したではないかと質問していましたが、全員が否決をしましたよね。私は、この議長の辞職願の否決については、藤岡市民にとっての最高の意思決定機関である藤岡市議会の議長には議会が幾日か空転したからといって、簡単にこの職を投げ出してもらったのでは困る、命と引きかえにこの職を全うしてもらわなければ困りますと、そういう意味で、やめないで最後までやっていただきたい、それが私が立たなかった理由なのです。

そうしますと、入らなかった側は議長が開会しなかったから入りたくても入れなかったのだと、そういうことなのかどうなのか、もう一度明確に答弁をしていただけますか。最初から入る意思はあったのですよと、にもかかわらず議長が今日まで開会宣言をしなかったから入らなかったという答弁なのですけれども、その辺をもう一度確認しておきたいので明確に答弁してください。

議長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

1 7 番（針谷賢一君） それはまた、この件とは別問題ではないかと思いますが。

（佐藤議員より「休憩してくれますか。」と発言あり）

（「休憩」「進行」の声あり）

（佐藤議員より「答弁になっていませんので、休憩していただけますか。」の発言あり）

（「休憩」「進行」の声あり）

議長（塩原吉三君） 進行という声がありますので、議事を進行したいと思います。

佐藤淳君。

- 8 番（佐藤 淳君） 今回の件については、いろいろと代表者会議その他協議をしながら、やってきた経緯を十分私も承知しています。何人かの議員さんは、代表者会議の中でも議長が招集すればいつでも入って審議をしますよと今日まで待っているのです。一方で、いやちょっと待ってくださいよ、いろいろと調整をしていく中で、ああです、こうです、まだ調整しなさいということで、何度も言うようすけれども、議長が会議を招集しなかったから入らないと言っているのです。一番大事な、この義務をどういうふうに考えているのでしょうか。

特に今議会には、平成15年度予算、補正、それから、四、五十に及ぶ議案が提出されているわけですから、議員としての一番大事な義務を果たさずに、一方で青柳議員だけに対して副議長をやめなさいよ、やめないのなら議員をやめなさいということを行っている。議員辞職勧告を出すということになれば、当然これはある種の違法行為があったとか、この辺がきちんと明確にされなければならないと思うのです。法的に見て違法行為をしているのだけれども議員をやめさせられないから、あなたから議員をやめてくださいよと、これが議員に与えられた、ある種の勧告だと思うのです。

ですから、その辺をもう一度よくきちんと整理をしてもらって、この辺が議場に入らないという、義務を放棄しているということについて、意味が違うとか何とかということではなくて、議員辞職勧告を提出という、これだけのことをするのでありますので、いまいし明確な答弁をしていただけませんか。また、今後、藤岡市議会においてこのようなことで議員辞職勧告が出るようなことになると、藤岡市議会の将来にわたって非常に大きな禍根を残すというふうに私は考えます。

確かに、動議の提出権も議員に与えられている権限ではありますが、これはある意味において権限の範囲を逸脱しているのではないかと、ある意味においては乱用しているのではないかとこのように私は感じるのですけれども、その点についてもう一度明確に答弁していただけませんか。

それから、議長は公正指導の原則がありますから、きちんとこの議場内において質問した人、それから、それに対して答弁する人、この人に対してきちんと適正な指導をしていただけませんか。

もう一度最後に聞きますけれども、その辺を明確に答弁していただきたいと思います。

議長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

- 17 番（針谷賢一君） 先ほどの提案説明の中にありましたように、昨年12月定例会最終日において副議長不信任が可決された、そういったものは法的拘束力はないとは言え、議員と

して議会の決定事項を厳粛に受け止めていなかった、そういうことです。

議長（塩原吉三君）他に質疑はありませんか。

松本啓太郎君。

- 4 番（松本啓太郎君）先ほどは議会在議長の辞任を認めない、全員で認めませんということであります。提案者は、議会を混乱させたということで、この動議の提案をされておるわけでありましたが、議長のやめたいという意向に対して、議会はやめさせないということでもあります。私は、当然、副議長にも議会を混乱させたということは当てはまらないと思います。12月の議会における不信任動議に無理があったからではないか、そう思います。多数、多数ということになりますと問題もありますので、少数意見も尊重してほしいというふうをお願いいたします。提案者に、12月議会の副議長不信任の動議について、どのように考えているかをお伺いいたします。

議長（塩原吉三君）針谷賢一君。

- 17 番（針谷賢一君）私がきょう出したものは12月議会以降のことです。

議長（塩原吉三君）松本啓太郎君。

- 4 番（松本啓太郎君）私は、12月議会の不信任動議はまことに不適当なことであると思います。

以上です。

（「進行」の声あり）

議長（塩原吉三君）他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君）提案者に質問をいたします。

先ほどの答弁を聞いていますと、この青柳副議長の辞職勧告決議案は12月以降のものであるというふうに明確におっしゃっております。26・27・28日からきょうの午前中まで、議場に入らなかった13名の議員さんの、その議員としての責務、先ほど佐藤議員も言っていましたけれども、議長が開会をしなかったということは当たらないとは思っておりますけれども、針谷議員の議場に入りたかったけれども入らなかったという、その明確な理由をきちっと私の1回目の質問で答えていただきたいと思います。そうしますと、それ以降、2回目・3回目ができませんので、よろしくをお願いいたします。

以上。

議長（塩原吉三君）針谷賢一君。

- 17 番（針谷賢一君）調整段階で議場に入れるような状況ではなかったということです。

（「進行」の声あり）

議長（塩原吉三君）茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 針谷議員、調整段階というのは、あなた自身が代表者会議なり何なりに出
ての調整ということではなくて、ただ単に議場をボイコットしているだけだというふうに
私は考えます。ついては、13名の議員さんのほとんどが、今、言った議員としての責務
をきちっと果たしていないから、この混乱が生じたのだというふうに解釈をしますけれど
も、それに関してきちっとしたお答えをしっかりといただかないと堂々めぐりになって
しまいます。提案理由の説明だけでは足りない、先ほどから4名・5名の議員がそうい
うふうに言っているのですから、自分の考えをしっかりとまとめて議場で回答をしてくだ
さい。お願いいたします。

議 長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

17 番（針谷賢一君） 先ほどから同じような答弁になってしまいますけれども、この提案理由の
説明を十分理解していただきたい。

以上です。

議 長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 結局、その提案理由が薄弱だから、こういうことになってしまう。数だ数
だと皆さんがおっしゃるけれども、数が多ければ、どんなことを提案しても提案理由の説
明ということで通るのであれば、何もこういった質疑どうのこうの必要はないのです。
要は、針谷議員の方にきちっとした明確な論議がないから、ちゃんとした見解がないから
答えができない。それ以上のことについて、これを先に進めても一緒ですから、動議を撤
回していただきたい。

以上。

（「進行」の声あり）

議 長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした
いと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

三好徹明君、登壇を願います。

（1番 三好徹明君登壇）

1 番（三好徹明君） 青柳正敏議員の議員辞職勧告に反対の討論をいたします。

質疑応答にありましたように、昨年12月の定数問題について、青柳議員が調整を図
ったという内容の極めて薄弱な、はっきりしない理由によって不信任動議が出され、副議

長の不信任が可決されたわけであります。問題は、この不信任動議に何ら根拠がない、極めて政治的なにおいのする決議であったわけであります。したがって今回の青柳正敏君の議員辞職勧告は、さかのぼって無理押しをした結果、混乱をしてしまったのが原因であります。つまり、青柳正敏君には何ら非がない。議場に來ない人々、重要な案件を審議する、我々4年目の議員の最後の3月議会、それも予算審議等さまざまな重要課題を抱えている3月議会で議論しないで、あたかもだっ子が一人いるから議場に入らないのだというようなものです。多くの市民は、執行部から提案されているさまざまな重要議案を審議して最終意思決定をしろと言って、私たち24名を議会に送っているわけであります。それをほうっておいて、私流に言わせていただければ、政争を楽しんでいるかのごとく不まじめな議会であったと、そのように思うわけであります。

したがって、青柳正敏君の辞職勧告は、その後発生したさまざまなやり取りの中からこじつけられた、議員としての態度を非難されたものであって、何ら辞職勧告に値するものではない、そのように思います。議員諸氏には、この議員青柳正敏君の議員辞職勧告動議に対しまして反対をしていただきたいということをお願いしまして、私の反対討論いたします。

議長（塩原吉三君）他に討論はありませんか。

久保信夫君、登壇を願います。

（24番 久保信夫君登壇）

24番（久保信夫君）議長の登壇のお許しをいただきましたので、賛成の討論を行います。

先ほど提案説明がありましたとおり、12月定例会で副議長不信任が可決されたという議会の事実に基づき、議長を補佐すべき立場の副議長としての言動が議会の一層の混乱を招いた現状からすれば、議員辞職勧告が値するものであると思います。よって、この決議に賛成をいたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（塩原吉三君）他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君）起立多数であります。よって、議員青柳正敏君の議員辞職勧告の動議は可決されました。

青柳正敏君の入場を求めます。

（14番 青柳正敏君入場）

議長（塩原吉三君）暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時27分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2 市長発言

議長（塩原吉三君） 日程第2、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 平成15年第1回藤岡市議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙のところご出席を賜りまして、心より御礼を申し上げます。2月26日開会した後、5日間の空白が生まれましたが、これも議員皆様の市民に対する議会の責任を評する方法論の立場の違いであると考えますが、本日開会していただきましたことは、市民生活にかかわる議案審議をとの観点から、大変ご理解をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

昨今の日本の経済状況は、デフレ傾向から脱却できず、経済活動と国民生活に大きな影響を与えています。このような状況は、国の財政ばかりでなく、地方の財政にも大きく反映され、県及び各市町村においても緊縮型予算の計上を余儀なくされております。こうした厳しい財政状況にかかわらず、行政に対して要求される課題やニーズは増加の一途であります。そのためには将来の市政運営に不安を来すことのないよう、まず財政基盤を確固たるものにしていかなければなりません。本年度行財政改革による事務事業の見直しを進め、効率的な行財政運営を推進し、歳出経費の削減に取り組んでまいりました。また、ソフト事業に主眼を置き、市民がより健康で明るく心豊かな生活が送れるよう諸課題に積極的に取り組んでまいり所存であります。

以上のような考え方のもとに、平成15年度予算については、福祉・教育・雇用対策・生活環境整備に重点を置き予算編成をいたしました。今後、これらの事業推進につきましても多くの市民の意見を聞く機会を広く設け、市政運営に反映させてまいりたいと思いません。

また、市町村合併については、藤岡市の将来を見据え、議会及び市民の皆さんと十分かつ慎重な協議を行い、将来のこの地域にとってよりよい方向を選択していきたいと考えておりますので、今後とも議員各位の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

本議会に提案申し上げましたのは、平成15年度一般会計予算をはじめとする議案48件であります。いずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議いただきまして、ご決定くださいますよう重ねてお願い申し上げます。開会のあいさつとさせて

いただきます。よろしくお願い申し上げます。

第3 諸報告

議長（塩原吉三君） 日程第3、諸報告をいたします。

新井雅博君から平成15年2月5日付で議員の辞職願が提出され、即日許可したことを報告いたします。

また、今定例会の会期をお手元に配布いたしました予定表のとおり変更いたしましたので、ご報告いたします。

その他につきましては、事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君） 報告申し上げます。

初めに、監査委員より平成14年度11月・12月・1月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、今期定例会に提出されるものは、議案48件、議員提出議案3件でございます。

次に、前期定例会にて可決されました議員提出議案第5号「群馬大学教育学部の存置に関する意見書」、議員提出議案第6号「遺伝子組み換え食品の表示に関する意見書」につきましては、それぞれ内閣総理大臣をはじめ関係機関に提出いたしました。

次に、前期定例会市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸報告を終わります。

第4 議案第1号 「藤岡市議会議員の各種委員会委員への就任制限に関する決議」に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（塩原吉三君） 日程第4、議案第1号「藤岡市議会議員の各種委員会委員への就任制限に関する決議」に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 議案第1号「藤岡市議会議員の各種委員会委員への就任制限に関する決議」に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

昨年12月の市議会定例会におきまして、藤岡市議会議員の各種委員会委員への就任制限に関する決議が可決されました。本条例は、この決議の趣旨に沿うよう議員を委員会の構成メンバーとする規定を含む3条例について、一括して改正を行うため制定するもので

あります。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号「藤岡市議会議員の各種委員会委員への就任制限に関する決議」に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

第5 議案第2号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部を改正する 条例の一部改正について

議長（塩原吉三君） 日程第5、議案第2号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 議案第2号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

去る12月定例会におきまして、藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正案が誤植のまま議決をいただき、関係各位に大変ご迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけございませんでした。

今回の改正につきましては、議決をいただきました一部改正の施行期日を他の特別職と同様に「平成15年1月1日」に改めるものでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

第6 議案第3号 藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の全部改正について

議長（塩原吉三君） 日程第6、議案第3号藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 高橋 寛君登壇)

総務部長(高橋 寛君) 議案第3号藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の全部改正について、ご説明を申し上げます。

昨今の不況とデフレを背景に、官民を問わず厳しい現実を余儀なくされております。当市におきましても危機的財政状況を勘案して、昨年、行財政改革実施委員会から各種の改革指針が示されました。平成15年度は、示されました指針を基本として各種事業の見直しや補助金のカット等、市民の皆様に対しましても相当の負担をお願いする実施段階に入るわけでございます。職員の処遇に関する各種改正につきましては、他の改正に先立って早期に着手すべきものとの考えから、本年4月1日から実施したいと考えております。

今回提案させていただきました特殊勤務手当に関しましては、危険・不快・不健康、または困難な勤務に対して支給する手当の性格を考慮し、実情に即した制度の改正するため内容の精査を行い、同時に月額支給から回数・日数を基本単位とした支給方法に改め、18種類を13種類に改正するものでございます。内訳といたしましては、11種類を改正、7種類を廃止、2種類を新設してございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の全部改

正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第4号 藤岡市税条例の一部改正について

議長(塩原吉三君) 日程第7、議案第4号藤岡市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 議案第4号藤岡市税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本改正については、固定資産税における情報開示の推進を図るため地方税法等の一部が改正され、平成14年3月31日に公布されたことに伴い、藤岡市税条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、地方税法第382条の2及び第382条の3の創設に伴い、固定資産課税台帳の閲覧の手数料について、縦覧期間中の取り扱い等についての規定の整備及び固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料について規定の整備を行ったものであります。施行期日につきましては、平成15年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単であります但提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号藤岡市税条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第5号 藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

議長(塩原吉三君) 日程第8、議案第5号藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 議案第5号藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

乳幼児医療費無料化対象年齢の拡充につきましては、少子・高齢化社会における子育て支援として保護者の医療費負担の軽減を図るため昨年より検討してまいりました。主な改正の内容につきましては、現在の小学校就学前から小学校3年生までの児童を対象とするものであります。ただし、厳しい財政事情でありますので、小学校1年生から3年生の児童につきましては、一部所得制限を設けて実施するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

吉田達哉君。

2 3 番(吉田達哉君) ただいま提案理由の説明を聞きまして、一部所得制限ということなのですが、この辺をちょっと教えていただきたいと思えます。

議長(塩原吉三君) 市民環境部長。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) ご質問にお答えいたします。

先ほどもお話ししましたが、非常に厳しい財政の折ということの中で所得制限を設けるということがございます。基本的には、モデル家庭としまして、両親と子供2人の家庭で、ご両親の収入が年収約650万円、所得としますと400万円、これを基準にしていきた

いというふうに思っております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

佐藤淳君。

- 8 番（佐藤 淳君） 今、吉田議員への回答で、規則の部分で年収で650万円、課税所得で400万円ということなのですが、小学校3年生まで枠を広げていくわけですが、これに該当する方が何人いるのでしょうか。まず、全体が何人いて、この規則に該当する方がどのくらいいるのか、それから、それに伴う予算をどれくらい見積もっているのか。単純に今年度と来年度の当初予算を比べると、1,500万円ほど増額になっていますが、その辺の詳細について答弁をいただきたいと思います。

議長（塩原吉三君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） ご質問にお答えいたします。

まず、対象者でございますけれども、現在の段階では2,015人おります。先ほどお話ししましたように年収650万円、所得で400万円、議員がおっしゃった課税所得ですと250万円ということになります。そういう中で、基本となります制度を児童手当を参考にしたわけでございますが、2,015人のうちの75%になりますと1,511人、事業費、予算でございますけれども、100%とすると5,230万円ということですが、これの75%ということですので、3,920万円ということで予測をしております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 佐藤淳君。

- 8 番（佐藤 淳君） これにかかる経費が3,920万円、こちらについては当初予算の方で質問します。こういうふうに財政事情が厳しいということは非常によく理解できるのですが、福祉医療受給者証の発行をした場合に、小学校3年生になりますとその辺の理解が少なくなるでしょうから、ある子供は医者にかかったら無料です、ある子供は医療費を支払ったということになると、その辺で教育上いろいろな問題が出てくるような気がするのです。250万円についても、これが1円変われば当然これは該当しないということになりますから、その辺の線を引くのが極めて難しいのかなという気もしているのです。福祉だとすれば制限を設けずに、こういう種類のものについては全部しますよという考え方を内部で検討した結果、こういうことになったのだと思いますけれども、これこれこういう理由で、こちらの考え方を優先したのだとか、これを決めるまでにいろいろな過程があったと思いますので、その辺をもう少し詳しく説明していただけないか。

議長（塩原吉三君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

検討ということでございますが、今まで長い間検討したわけでございます。内容につきましては、まず、入院だけをするのがいいのか、外来もする方がいいかということの中で、入院だけですとすべての児童が対象になるわけでございますけれども、これで行きますと非常に件数が少ないということもあります。また、外来になりますと、子供が小さいうちはどうしても医療費がかかりまして、大きくなるとそれに伴いまして医療費もかからなくなるわけでございます。そういう中で児童手当を参考にして、最終的には、今、お話ししましたように財政事情も非常に厳しい折、市の予算が許す範囲内ということ、また、児童手当を見た中で、約75%の児童を対象を絞ったということでございます。

また、一線引くということは何事に関しても非常に難しいわけございまして、1円でも多くなれば該当しないということも出てくるわけでございます。いずれにしましても、利用する方が支払っていくということも、厳しい社会事情の中では必要ではないかということでございます。線を引く、あるいは75%所得制限を設けていくということにつきましては長い間、検討したわけでございますが、最終的には、今、お話ししましたように、75%を対象にしていくということに決定したという経緯があります。

以上でございます。

議 長（塩原吉三君） 暫時休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後3時58分再開

議 長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（塩原吉三君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） ご質問にお答えいたします。

確かに議員がおっしゃいますように、受給者になりますと該当するしないによりまして、うちは貧乏だ、あるいはかかったり、かかれないという問題もあるわけでございます。例えば、国保の場合、特に問題が多いのは滞納対策ということがあられるわけでございますが、その中で資格者証というものもあります。私の方ではこれが一番厳しいというふうに思っているのですが、例えば税金を滞納すると受給者証ではなくて資格者証を交付するわけですが、子供たちが修学旅行に行くときに、普通の保険証と違うものを持っていくということになるわけです。そういう中で、どうしても所得制限を設けていくということになりますと、そういう状況も出てくるという不安な面もあるわけです。所得の中で制限をしていくということになりますと、そういう問題も出てくるわけでございますので、ぜひ

ご理解をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 財政的な問題だとか、いろいろな問題はるあるでしょうけれども、この辺について、もう少し子供たちに配慮するような、こういう方法ならいいのではないかとというようなことは検討なさったのですか。検討した結果、受給者証の関係もこれでやむなしということなのか、子供たちへの何らかの配慮の方法は、皆さんが知恵を出せば何かあったのではないですか。その辺をどういうふうに検討して、こういう結果が出たのか、検討しなかったのか、検討したのか。どういうふうに検討して結果がこうだ、今の段階ではこうだけれども、将来的にはさらにこれをきちんと検討して、その辺に対してもきちんと配慮をしていくとか、そういう考えがあるのか、そのことをする考えがあるのかについても明確に答弁をしてください。

議長（塩原吉三君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

確かにご指摘のとおり、子供たちに与える影響というものは心配するものがあるわけでございます。子供たちに与える影響力というものについては、検討させていただいたわけでございますが、いずれにしましても、今回の方法でとりあえずやらせていただきたい。今後につきましては、予算事情、国・県の動向等を見ながら、3年生から6年生へという方向もあるかと思っておりますので、その辺につきましても十分注意をして、できる範囲内で、子供たちに支障のない、あるいは父兄の方々にもご迷惑をかけないように検討していきたいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

3 番（冬木一俊君） 議案第5号藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について、質問させていただきます。

この件につきましては、先ほどの吉田議員並びに佐藤議員への答弁の中で示されましたとおり、2,015人が対象者で1,511人がこの対象になって5,230万円の予算で、75%の予算づけが3,920万円だということはよくわかりました。私もこの件につきましては、さきの12月議会一般質問をしている経緯もございますので、藤岡市長で提案者でございます新井市長にお聞きしました。平成15年度については、小学校1年生から3年生までの医療費無料化を実施していきたい、その中で一定の所得を設けてやるのか、それとも児童生徒たち公平公正の観点から一律でやるのかということで質問しましたところ、検討しておきますということで、本日、議案第5号として結論づけたところで、所得制限を設け小学校3年生を対象に来年度はやりたいということでもございました。ただ

いま市民環境部長の方から佐藤議員への答弁がありましたとおり、来年以降は6年生までやるかもしれないということなのですけれども、提出者でございますので市長の考えは非常に大きなウェートを占めた議案だと思います。それで、市長の方のお聞かせ願いますが、これが通れば来年3年生まで一定の所得制限を設けてやりますよね。通った場合については、これは継続して段階的に平成16年度は4年生から6年生まで、中学1年生から中学3年生までは平成17年度に、市長が言ったとおり当初どおりやるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ご質問にお答えいたします。

部長の答弁にありましたとおり、財政状況を踏まえてということが一点ついておりましたが、その動向を見まして平成15年度を提案させてもらっております。平成16年度につきましては、4年生・5年生・6年生と行くのか、もしくは、今、ついている条件を撤廃して全員にするのか、この辺は予算を組む状況を踏まえて考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（塩原吉三君） 冬木一俊君。

3番（冬木一俊君） 今の市長の答弁によりますと、予算状況を踏まえてということでございました。財政状況が厳しいということであれば、今回、こういう議案がのらなかったというふうに私は思うわけでございます。そうした中で、今後については十分な検討をしていただいて、ただいま指摘がありましたように、特に高学年になるとそういったものに対して子供たちは敏感になると私自身も考えますので、十分慎重審議をして、上の段階をやるならやる、やるならこういう方向でやるというものを次回については明確に出していただきたいと思ひます。私の質問はこれで終わりますけれども、よろしくお願ひいたします。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

9番（茂木光雄君） 議案第5号の福祉医療に関する実務の件について部長にお伺ひしますが、現物給付でやりますか、それとも償還払いでやりますか、この一点についてまずお答え願ひます。

議長（塩原吉三君） 暫時休憩いたします。

午後4時5分休憩

午後4時6分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（塩原吉三君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

今の考え方の中では現物給付で、4月までには受給者証を該当者に送付したいというふうに思っております。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 現物給付で行うということになると、先ほど吉田議員はじめ佐藤議員も言っていましたけれども、いわゆる親の収入というものがある人、ない人という形の中で、現場で医療費の3割を払う人、払わない人というのがはっきりしてしまうわけです。ということになりますと、今、言ったきちとした精査の上でこれを実行していくのには時間的に厳しい、1カ月の中で周知徹底をして、所得制限で400万円以下はやらないのだということになると、どういう方法で1,500人もいる市民の方にきちと理解してもらい、なおかつ該当しない500人以上の方に当局の方ではどのように説明をやっていくのか、非常に現場は混乱します。

それと、藤岡市独自の施策ですから、その中で3割分を取っている、取っていないという協議を国保団体連合会とよく詰めておかなければならない。その辺が実務担当者としては非常に大変なことになりますので、その辺の経過について市民環境部長としてどのような対応を考えていくのか。先ほどのお二人の議員の質問もそうですけれども、まず現場の方での混乱と、受給者証をもらえない人への説明、さらには実務サイドにおいて、いわゆる連合会の方では恐らく藤岡市のマル特とかということでレセプト処理をしていくと思います。そういった中で、同じ年齢でありながら、この人は医療費の全額をとりあえず立てかえ払いしなければならない、そういった実務上の問題が出てくると思います。急いでいますから現場が混乱すると思いますので、その辺の経過をご説明ください。

議長（塩原吉三君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

確かに議員ご指摘のように、4月1日ということになりますと、非常に事務的に忙しくなってくるわけでございます。既に桐生市の両毛システムズの方には、先ほども該当者の人数をお知らせしましたが、そういう形の中で対象者につきましては、ある程度とってあるわけでございます。これから事務を進めまして、4月1日までに受給者証を送付するわけでございますが、先ほどのお話にもありますように、該当しない人たちはどうするのかという問題等もあるわけでございます。この辺につきましては、今後、広報なりを使って理解を求めていきたいというふうに思っております。また、連合会との調整等もあります

が、日にちがありませんで忙しい時期だと思っておりますが、いずれにしましても4月1日には間に合うようにしていきたいというふうに思っております。

また、問題点は幾つかあるわけですが、そういう中で本年度につきましては平成14年度の所得が使えないわけですから前年度の所得で行く、7月になりますと本年度の所得がありますから、ここで切りかえということがあるわけですが、非常に事務が複雑化して、日にちもないので大変だというふうには理解しております。ただ、スムーズに行くように努力をさせていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いたします。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 今の部長の説明ですと、実務的には無理が生じると思います。いわゆる医療費の払いですから、医療機関の周知徹底をきちっとしなくてはならないのが1点、それと、今、言ったように、対象になる人、ならない人という形の中の明確な基準がまだ市民の中にきちっと行き届かない点。そういった中で現物給付ではなくて償還払いにするのなら今からやっても間に合うのです。医療費は窓口で平等に負担をしていただきます、国保ですから3割を負担していただきます、その中で該当する方については、こちらの方にリストがあるわけだから、その中で償還払いという形の中で市の窓口に来て還付を求めるという形にすれば、今の現状でいっても混乱は全くないのです。

ところが、これを現物給付にしようしますと、今、言ったようにいろいろな意味で準備不足であると思います。それから、今の答弁を聞いた中では、連合会をはじめとして、そういった周知徹底がまだされていないと思います。そうすると4月1日からスタートするものに関して現状では混乱するだけですから、償還払いの形でまずスタートすべきである、そうした中で市民に、この償還払いについては当然所得の問題があります、支給についてはこういうふうになりますということを試行しながら1年間やってみて、そして、その後については、先ほどの冬木議員ではないですけども、いろいろな財政状況をかんがみながらやる、そういうふうにすれば高額療養費との絡みもしっかり行くのです。高額療養費の件もそうですけれども、そういった中で償還払いのやり方をとっているわけです。

11市全市が足並みをそろえてやっていくのであれば国保連合会もどういうことはない、全部そういう中で基準を通してやってしまえばわかりますけれども、藤岡市独自でやっていくからには混乱を避ける意味でも償還払いできちっと処理をしていかないと、せっかくの市長のいい施策が、現場が混乱し、お医者さんが困り、連合会で払ってしまったものが大きく払い過ぎてしまうとか、そういう問題が必ず出てきます。現実問題として4月1日から施行するには、償還払いに急遽変更して実施するということの考えがないかどうか、確認させていただいて質問を終わります。

議長（塩原吉三君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

現物給付あるいは償還払いという問題があるわけですが、いずれにしましても4月1日から実施ということでございます。議員ご指摘の、また、ご提案の償還払い等につきましても、市民が混乱しない方を選んで実施をしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第6号 藤岡市心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

議長（塩原吉三君） 日程第9、議案第6号藤岡市心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 議案第6号藤岡市心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理

に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、下栗須地内のオウム跡地に藤岡市心身障害者デイサービスセンターを設置するのに伴いまして、地方自治法244条の2第1項の規定に基づき、その設置及び管理に関する事項を規定するものでございます。

制定の目的といたしましては、在宅の心身障害者等を対象に生活訓練・機能訓練・養護・入浴サービスなどを行うことによりまして、心身障害者の地域生活を援助し、その介護を行う家族の負担を軽減するものでございます。条例の施行に関しましては、併設される藤岡市福祉作業所とあわせた福祉支援センターがオープンする4月1日からお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

針谷賢一君。

- 17番（針谷賢一君） 藤岡市心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、このセンターは聞くところによりますと、エレベーターがつかないというような話なのですが、まず、その辺をお聞かせください。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 針谷議員のご質問に対しまして回答させていただきます。

今回、上程いたしました福祉支援センター、デイサービスの関係につきましては、平屋建ての建物でございます。ご指摘のありましたシルバー人材センター棟ですが、2階が研修室及び会議室になっておりますので、そちらの関係につきましては、現在、エレベーターがないという形でございます。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

- 17番（針谷賢一君） それは失礼いたしました。シルバー人材センターの2階については、心身障害者の方が使うようなことはないのですか。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） シルバー人材センター棟の関係につきましては、研修室及び会議室という形でやっておりますが、使用につきましては福祉団体及び地域の方々についても提供する予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり教務厚生常任委員会に付託いたします。

第10 議案第7号 藤岡市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

議長(塩原吉三君) 日程第10、議案第7号藤岡市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 宇留間修次君登壇)

健康福祉部長(宇留間修次君) 議案第7号藤岡市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本条例の一部改正の内容につきましては、下栗須地内のオウム跡地に新たに福祉作業所を設置し、旧図書館の福祉作業所を移転することに伴いまして、所在地を変更するものでございます。

福祉作業所につきましては、雇用されることが困難な障害者に対し、通所の方法によりまして指導訓練を行い、社会参加や自立等を促すことを目的に設置するものでございます。新たな設置につきましては、これまでの定員15名から30名に増員され、施設の充実とあわせて障害者福祉の増進に寄与するものと考えております。本条例の施行に関しましては、併設される藤岡市心身障害者デイサービスセンターとあわせて福祉支援センターがオープンする4月1日からお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号藤岡市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

会 議 時 間 の 延 長

議長（塩原吉三君） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

第11 議案第8号 藤岡市デイサービスセンター栗須の設置及び管理に関する 条例の一部改正について

議長（塩原吉三君） 日程第11、議案第8号藤岡市デイサービスセンター栗須の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 議案第8号藤岡市デイサービスセンター栗須の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

身体障害者福祉法の一部が改正され、平成15年4月1日より支援費制度が施行されることになっております。この制度の施行に伴いまして、同センターにおいて身体障害者の受け入れを行うため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、現在の業務内容が、介護保険法及び老人福祉法の規定によりサービスの提供に限定されておりますので、身体障害者福祉法に基づく身体障害者サービスの提供を新たに加えるものでございます。また、このことに伴いまして、身体障害者サービスの提供に係る収入を同センターの管理受託者である社会福祉法人藤岡

市社会福祉協議会の収入として収受させることにいたしました。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号藤岡市デイサービスセンター栗須の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第9号 藤岡市ホームヘルプサービス事業負担金徴収条例の廃止について

議 長（塩原吉三君） 日程第12、議案第9号藤岡市ホームヘルプサービス事業負担金徴収条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 議案第9号藤岡市ホームヘルプサービス事業負担金徴収条例の廃止について、ご説明を申し上げます。

現在の法律では市町村の行うホームヘルプサービス事業につきまして、そのサービスを受ける者が納付すべき負担金の徴収に関しまして規定がございませんので、条例において対応しているところでございます。法律の一部改正によりまして、平成15年4月1日に支援費制度が施行されることに伴いまして、負担金の徴収規定が法律上で新たに設けられ、条例での対応が必要なくなりますので、本条例の廃止をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり教務厚生常任委員会に付託いたします。

第13 議案第10号 藤岡市栗須の郷の設置及び管理運営に関する条例の一部 改正について

議長（塩原吉三君） 日程第13、議案第10号藤岡市栗須の郷の設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 議案第10号藤岡市栗須の郷の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本条例の一部改正の内容につきましては、藤岡市栗須の郷で利用者サービスの一環といたしましてカラオケの設備が設置してあり、その利用料金といたしまして、現在、1曲につき200円を徴収しているところでございます。藤岡市では、カラオケ設備が設置してある施設としまして、老人福祉センターとコミュニティーセンターやすらぎがでございます。いずれも1曲の利用料は100円であります。また、市外の同様な施設でも1曲100円で利用できる施設が多い状況となっております。そうしたことによりまして、栗須の郷の利用料金につきましても市有施設統一した料金として1曲200円を1曲100円に改正するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号藤岡市栗須の郷の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

第14 議案第11号 藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（塩原吉三君） 日程第14、議案第11号藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 議案第11号藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本条例は、平成15年度に学童保育料を改定するものでございます。平成15年度の民

間学童の保育料は、平均で1年生1万889円、2年生9,889円、3年生9,222円で、3学年の平均は1万円でございます。また、学童保育の運営費の国庫補助対象事業基準額は592万4,000円、補助金を除いた1人当たりの月額平均は6,856円です。このため受益者負担の原則、そして公立と民間との料金格差是正を図るため、現行の保育料の「4,000円」を「5,000円」に改めるものでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第11号藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

第15 議案第12号 藤岡市介護保険条例の一部改正について

議長（塩原吉三君） 日程第15、議案第12号藤岡市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 宇留間修次君登壇)

健康福祉部長(宇留間修次君) 議案第12号藤岡市介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成15年4月に改正されます65歳以上の第1号被保険者の介護保険料について改正するものでございます。

介護保険制度は、平成12年4月より実施されておりますが、要介護認定者は当初の見込みでは高齢者人口の10%と考えておりましたが、昨年11月末で12.6%と大幅に増えてございます。給付の額につきましても、初年度こそ計画を下回っておりましたが、その後、急激な伸びを示し、平成14年度では計画を上回っております。今後も介護保険施設の開設や要介護認定者の増加などの諸要因から給付額は高い伸び率で推移するものと考えられます。

計画では、平成12年度から平成14年度までの3年間の給付額は約60億円でございましたが、平成15年から平成17年までの3年間では約80億4,000万円と、34%の増加が見込まれます。これに対しまして、保険料を負担する高齢者人口も第1期計画に対しまして12%増えると推計されることから、保険料の平均月額の実質的な伸び率は20.9%と見込まれます。高齢者の負担の軽減を図るため、介護給付準備基金の年度末見込み残高約3,000万円を全額取り崩す予定でございます。これによりまして、保険料の伸び率は18.2%となる予定でございます。第1号被保険者の保険料は、所得の状況によりまして5段階に分かれておりますが、改正後の段階別の金額は、それぞれ第1段階1万9,400円、第2段階2万9,100円、第3段階3万8,800円、第4段階4万8,500円、第5段階5万8,200円でございます。

以上が改正の要旨でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

9番(茂木光雄君) 議案第12号ですが、介護保険料の基準額3万2,800円が6,000円上がる、この上がり率は18.2%程度という部長の説明ですけれども、全体では3年ごとに給付額の見直しを行って保険料の設定をします。給付の伸びが34%というふうに見込まれる中で、保険料の18.2%の伸び率というものの整合性と言いますか、藤岡市においてはどのように算定したのか、それがまず1点です。

あと保険料の納め方ですけれども、老齢年金18万円以上の人たちについては特別徴収で納めていただいておりますけれども、この辺の割合と普通徴収の割合、それから、この

まま推移していった場合に、現実に足りなくなる金額というものが、どのような想定の中で、例えばの話、一般会計から幾ら繰り出していくのかということについて、具体的なものがあれば明確にお答えしていただきたいと思います。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 今回の介護保険料を算定するに当たりましては、もろもろの推計をしたところでやっているわけでございます。利用状況の関係で行きますと、平成12年10月と平成14年10月を比較いたしまして、1.23倍という形の中でやっております。そうしたことを見込みまして、介護サービスの伸びを検討させていただきました。まず、平成15年度以降の第2期事業計画の給付費見込額につきましては、平成13年度10月の実績値をもとに伸び率を推計し試算したものでございます。

また、介護報酬の改正につきましても、本年4月1日から予定されておりますことに際しまして、算定にその額を見込みました。平成15年度の総額といたしましては24億4,706万5,000円、平成16年度につきましては26億4,837万8,000円、平成17年度につきましては29億4,231万円、合計いたしまして80億3,775万3,000円を見込んでございます。こういった中におきまして、1期・2期それぞれの中間分であります平成13年度と平成16年度の比較では32%の増ということでございますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 暫時休憩いたします。

午後4時42分休憩